

「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」第4回会合における指摘事項について

1. 菊地構成員（伊豆市長）、中森構成員（日大教授）

問 他のラジオ局やテレビが現在放送している内容を整理し、地域に密着しているコミュニティ放送がそれを紹介するという取組について、法律的な問題はあるか。

- 他局のラジオ放送を受信して、番組の中で一部をそのまま再放送する場合は、放送法第11条に基づく再放送の同意を得る必要(*)がある。

※放送法(抄)

(再放送)

第11条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

- なお、コミュニティ放送において、他のテレビやラジオ放送事業者の放送から番組情報(*)や番組の具体的な内容を収集し、その内容を放送することは、放送法、電波法上の制約はない。

※ 例えば、「ラジオ〇〇では、11:50から気象及び交通情報を放送」、「▲▲テレビでは、県内□□地区のイベントの特集を放送」等

- ただし、番組情報の紹介のような情報提供の枠を超えるなど、番組の使用の仕方によっては権利処理上の問題も想定されるため、あらかじめ関係する放送事業者との間でそうした利用を行うことについて取り決めや、必要に応じ専門家による意見を受けて検証を行っておくことが適当である。

2. 一般社団法人 日本コミュニティ放送協会 荻野代表理事

問 160MHz帯の放送事業用無線回線がコミュニティ放送でも使用できることになれば、ネットワークを構築する際の負担も軽くなるため、検討をお願いしたい。

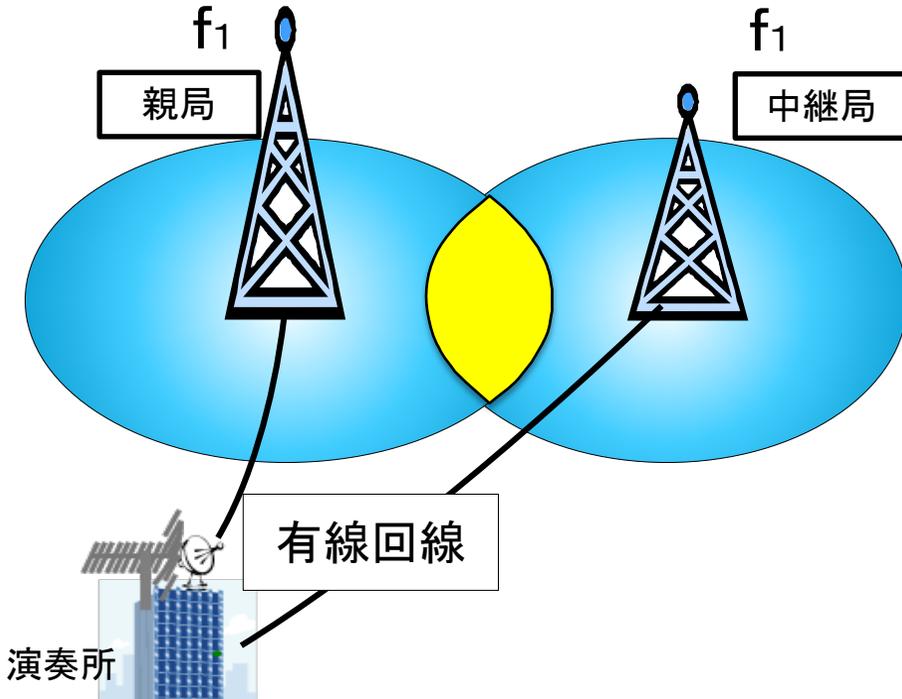
- コミュニティ放送の開局のための周波数は逼迫しており、中継局は原則、親局と同一周波数を使用するが、親局と中継局の混信を回避するには、周波数の同期を確保することが必要。
この同期を安価に確保するためには、有線より無線の利用が望ましいが、現在、FM放送が使用している無線回線(6.7GHz帯又は7.5GHz帯)は高価な機材の導入が必要であり、経営基盤の脆弱なコミュニティ放送局には負担が重い。
- このため、現在AM放送が使用している無線回線(60MHz帯又は160MHz帯)は比較的安価な機材で対応可能と見込まれることから、コミュニティ放送でも使用可能とするための制度及び技術上(※1)の課題等について必要な検討(※2)を進めてまいりたい。

※1 従来の60MHz及び160MHz帯の無線回線は、伝送帯域が100kHzしかなく、FM放送の利用に必要な伝送帯域200kHzを伝送することが困難であったが、近年、海外において伝送可能な新技術が提案されている。

※2 平成26年度中をめどに課題の解決策等を取りまとめる予定。

コミュニティ放送の親局と中継局の周波数同期の確保について

有線による同期



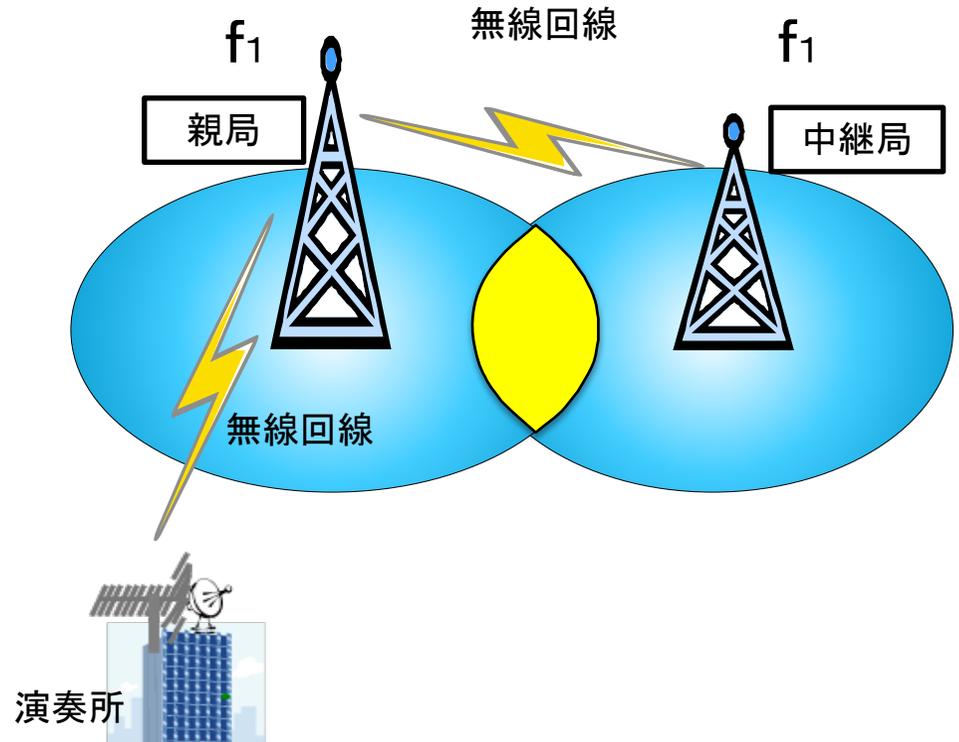
<メリット>

- ・回線の信頼性が高い

<デメリット>

- ・通信事業者への通信料の支払いが必要

無線による同期



<メリット>

- ・通信事業者への通信料の支払いが不要
- ・60MHz帯又は160MHz帯の無線回線は比較的安価な機材で対応可能の見込み
⇒制度及び技術上の検討を実施